

長崎市告示第493号

長崎市快適住まいづくり支援費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年7月8日

長崎市長 鈴木 史 朗

長崎市快適住まいづくり支援費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

長崎市快適住まいづくり支援費補助金交付要綱（令和8年長崎市告示第252号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
附 則 1・2 [略] <u>（令和8年度の補助金に係る補助対象工事の特例）</u> 3 第4条第1項第3号の規定にかかわらず、令和8年度分の補助 <u>金に係る補助対象工事については、同項中「規則第6条第1項の</u> <u>規定による通知のあった日から起算して90日以内」とあるのは、</u> <u>「令和9年3月9日まで」とする。</u>	附 則 1・2 [略] [新設]

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年度予算に係る補助金から適用する。